

令和6年3月29日	
資料提供	
担当課室	農業環境・鳥獣害対策室
担当者	岩倉・三宅
電話	073-441-2905

## 和歌山県総合防除計画の策定について

植物防疫法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、都道府県は同法第22条の3第1項の規定に基づき、「指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画」（以下、総合防除計画）を策定するよう義務化されました。

この度、県では「和歌山県総合防除計画」を策定しましたので、お知らせします。

### 1. 総合防除計画とは

化学農薬のみに依存せず、農作物生産における指定有害動植物<sup>※1</sup>の発生の予防に重きを置いた、総合防除<sup>※2</sup>を広く農業者等に対して普及・推進を図ることを目的として、農林水産大臣が定める総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じた方法で本県において取り組む事項を定めるものです。

※1 有害動植物（農作物を害する虫、病原菌、雑草等）のうち、国内における分布が局地的でなく、または局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるものとして、農林水産大臣が指定するもの

※2 病害虫・雑草の発生増加を抑えるため、①予防（発生しにくい環境の整備）、②判断（病害虫発生予察情報等に基づく、防除要否及びタイミングの適切な判断）、③防除（化学農薬に限らない多様な手段による防除）の各段階において、適切な措置を総合的に講ずること

### 2. 計画の公表

農業環境・鳥獣害対策室ホームページで公開しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/071400/d00216672.html>

※組織改編により、4月1日以降は以下ホームページで公開します。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/072000/d00216759.html>

### 3. お問い合わせ先

和歌山県 農林水産部 農業生産局 果樹園芸課 農業環境・鳥獣害対策室  
TEL:073-441-2905（直通）  
FAX:073-428-3072